

みず再生施設

合併浄化槽をご使用のみなさまへ

汚水処理の効率的な整備を行うべく、現在設置されている合併浄化槽について、高度な維持管理がなされている優良な施設を認証する、「みず再生施設認定制度」が全国で初めて、岐阜県で平成19年4月よりスタートしました。これにより、現在、総じて厳しい状況にある下水道事業との共生を図ります。

この制度は、環境省の指針により厳しい基準に適合した合併浄化槽が、下水道と同様の施設であることを岐阜県の指定を受けた法定検査機関が公に認証する制度です。

◆『みず再生施設』の認定基準とは!?

1. 岐阜県環境管理技術センターが実施した7条検査及び11条検査を含めた法定検査で、過去3年間連続して判定基準に適合していること。
2. 保守点検及び清掃が、浄化槽法で定められた回数及び技術上の基準に基づき実施されていること。
3. 浄化槽の放流水質が、透視度30度以上であること。
4. 浄化槽のプロフ停止警報機が設置されていること。

※プロフ停止警報機は、業者が費用を全額負担し、無料で取り付けます。

◆『みず再生施設』の認定を受けるには!?

上記の認定基準に適合している浄化槽は、保守点検業者を通じて申請し、認定通知書と認定シールが贈られます。

なお、**認定申請は無料**です。

認定された浄化槽は、高度な維持管理がされ、良好な放流水質であることが証明されたので下水道と同様の生活排水処理施設として下水道地区内でも恒久的に使用していただけます。

認証シール 9センチ



ご質問、詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

[岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会](#)

TEL 058-276-0306

■認定までのフロー

